

壱岐市農業委員会定例会（令和7年4月）
議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金）午後4時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 ・・番・・委員
5. 事務局職員 事務局長・・・ 事務局長補佐 ・・・
6. 主事 ・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
 - 第2. 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第17号 非農地証明願について
 - 議案第18号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）に対する意見について
 - 議案第19号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）に対する意見について
7. その他

事務局 皆さんこんにちは。

開会前に4月の人事異動で、新しく農業委員会に配属された職員をご紹介します。・・事務局長補佐です。

（事務局長補佐挨拶）

それでは、只今より令和7年4月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・・番・・委員さん欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は18名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第15号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局　　はい、説明に入ります前に議案第15号17番の3条にかかる案件について、最初の17番の郷ノ浦町庄触字味曾野・・・番の分について取り下げがあり、これを受理しましたので、今回の案件ではなくなりました。

それでは1頁をお願い致します。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が9件あがっております。

受け手は、個人及び農地所有適格法人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、5件の贈与、4件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

18番　土地の所在

郷ノ浦町渡良東触　字　美鹿崎　　み　しかざき　　・・・番　地目　畠　面積　1936m²

譲渡人　・・・・・・・・・・

譲受人　・・・・・・・・・・

経営地面積は0m²です。

申請理由

譲渡人　譲受人の要望により譲渡する。

譲受人　壱岐に移住して農地を取得し耕作する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は野菜等です。

農機具は、刈払機を所有し、管理機をリースするということです。

農作業歴は本人0年です。

通作距離については500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、ミニトマト、ブロッコリー、空芯菜の作付けでありますので、周辺への影響がないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月18日に・・・地区の隣接の農業委員である・・・地区的・・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局

からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。・・・地区担当の・・です。

本件は、・・地区の会長の地区であります、代わりまして、4月18日に事務局及びご本人さんと現地確認いたしました。譲渡人の・・さんは、農地を相続したもの、島外在住のため管理することができないということで、今回、譲受人の要望により贈与するというものです。譲受人は新規就農予定者ということで、現在研修しているそうです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第15号18番は決定します。

続きまして、19番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

19番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触	字 早苗	・・・・番	地目 田	面積 1221m ²
同じく		・・・・番	地目 田	面積 998m ²
譲渡人	・・・・・・・・			
譲受人	・・・・・・・・			

経営地面積は田が19380m²、畑が11399m²、合計が30779m²です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できない為、譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料、果樹です。

トラクター、軽トラック、フレールモアを所有しております。

農作業歴は本人40年、妻30年です。

通作距離については、200m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的の利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていないと考えます。4月21日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月21日に・・さん本人と確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、高齢で農業ができないということで、現在耕作している近所の譲受人の・・さんに農地を売却するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第15号19番は決定します。
続きまして、20番の説明をお願いします。

事務局　　はい、2頁をお願いします。

20番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触　字　若宮　　・・・・番　　地目　田　面積　1387m²

譲渡人　　・・・・・・・・

譲受人　　・・・・・・・・

経営地面積は田が6489m²、畑が13685m²、合計が20174m²です。

申請理由

譲渡人　高齢で管理できない為、譲受人に贈与する。

譲受人　譲渡人の要望により、譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜です。

農機具は、トラクター、管理機、コンバイン、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人50年、妻5年です。

通作距離については、10km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、にんにく等の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月22日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月22日に・・さん本人と確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、高齢で農業ができないということで、譲受人の・・さんに農地を贈与するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第15号20番は決定します。

続きまして、21番の説明をお願いします。

事務局　　はい、3頁をお願いします。

21番 土地の所在

勝本町西戸触 字勝利 しゅうり 番 地目 畑 面積 1461m²

譲渡人 ・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・

経営地面積は田が8383m²、畑が36860m²、合計が45243m²です。

申請理由

譲渡人 譲渡人は、遠隔地から居住し、耕作ができないため、当方からの要望により、売却する。

譲受人 買受て、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況はオリーブの栽培です。

農機具は、 Yunbo、乗用草刈機、運搬車を所有しております。

構成員は、常時雇用者と合わせて6名、臨時雇用者が4名で農作業に従事しております。通作距離については、18km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、農地所有適格法人であります。

「地域との調和要件」ですが、オリーブの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月21日に・・委員さんと譲受人の従業員の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月21日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、島外在住で管理ができないということで、当該農地の耕作を要望している譲受人の・・さんに農地を売却するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第15号21番は決定します。

続きまして、22番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

22番 土地の所在

勝本町北触 字打田 うつた 番 地目 畑 面積 1175m²

譲渡人 ・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・

経営地面積は田が6240m²、畑が4857m²、合計が11097m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により、売却する。

譲受人 買い受けて耕作する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜等です。

農機具は、トラクター、コンバイン軽トラックを所有、田植機をリースしております。

農作業歴は本人46年、妻40年、長男が10年です。

通作距離については、15Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月21日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月21日に本人に確認を致しました。譲渡人の・・さんは、譲受人の・・さんの奥さんの在所で、義父が高齢で耕作できないため、買い受けて耕作するものです。距離は遠いですが、長男さんと一緒に飼料などを耕作するそうです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようでの、議案第15号22番は決定します。続きまして、23番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願いします。

23番 土地の所在

勝本町布氣触 字辻 ^{かつじ} ・・・・番 地目 田 面積 1298m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が8302m²、畑が3599m²、計11901m²です

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人15年、長男が5年です。通作距離については、3Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、イタリアンなどの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明ございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月21日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、島外在住で管理ができないということで、現在耕作している親戚で従妹ある譲受人の・・さんに農地を贈与するものです。・・さんは跡取りの従妹さんが亡くなったあと、十数年この農地で耕作してあります。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第15号23番は決定します。

続きまして、24番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願いします。

24番 土地の所在

芦辺町住吉山信触	字 長崎	・・・番	地目	畠	面積	267m ²
同じく		・・・番	地目	畠	面積	471m ²
同じく		・・・番	地目	畠	面積	138m ²
譲渡人	・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・					

経営地面積は田が6581m²、畠が2748m²、合計9329m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、売却する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、野菜です。

農機具は、トラクターを所有し、田植機、コンバインをリースしております。

農作業歴は本人56年、二男が15年です。

通作距離については、10Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、じゃがいも、にんにくの作付けでありますので、

周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月21日に・・委員さんと譲受人子供さんの立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月21日に本人の子供さんに確認を致しました。

譲受人の・・さんは、島外在住で農地を含め、家や山林など手放したいということで、このたび譲受人の・・さんが買い受けたことになったそうです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第15号24番は決定します。

続きまして、25番の説明をお願いします。

事務局 はい、5頁をお願いします。

25番 土地の所在

勝本町百合畠触	ふじかばづら 字藤蔓	・・・・番	地目	畠	面積	3031m ²
---------	---------------	-------	----	---	----	--------------------

芦辺町国分本村触	くろいわ 字黒磐	・・・・番	地目	畠	面積	2024m ²
----------	-------------	-------	----	---	----	--------------------

同じく	しげす 字茂須	・・・・番	地目	田	面積	1375m ²
-----	------------	-------	----	---	----	--------------------

同じく		・・・・番	地目	田	面積	511m ²
-----	--	-------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・・番	地目	田	面積	484m ²
-----	--	-------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・・番	地目	田	面積	145m ²
-----	--	-------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・・番	地目	畠	面積	275m ²
-----	--	-------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・・番	地目	畠	面積	391m ²
-----	--	-------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・・番	地目	畠	面積	51m ²
-----	--	-------	----	---	----	------------------

同じく	かまぶた 字釜蓋	・・・・番	地目	田	面積	334m ²
-----	-------------	-------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・・番	地目	畠	面積	680m ²
-----	--	-------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・・番	地目	田	面積	131m ²
-----	--	-------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・・番	地目	田	面積	690m ²
-----	--	-------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・・番	地目	田	面積	693m ²
-----	--	-------	----	---	----	-------------------

譲渡人 ・・・・

譲受人 ・・・・

経営地面積は田が4363m²、畠が6452m²、合計が10815m²です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、野菜等です。

農機具は、トラクター、軽トラック、管理機、堆肥運搬機、堆肥パワーショベルを所有しております。

農作業歴は本人30年、妻30年です。

通作距離については、近いところで10m程度です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、アスパラ、水稻、メロン、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月21日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月21日に本人に確認を致しました。・・委員さんのところであります。

父所有の農地を、息子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第15号24番は決定します。

続きまして、25番の説明をお願いします。

事務局 はい、6頁をお願いします。

26番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触	字 川原田	かわはらだ	・・・・番	地目	田	面積	774 m ²
同じく	字 清水		・・・・番	地目	畠	面積	864 m ²
同じく	字 大小場	おおこば	・・・・番	地目	畠	面積	881 m ²
同じく			・・・・番	地目	畠	面積	1752 m ²
同じく			・・・・番	地目	田	面積	653 m ²
芦辺町箱崎大左右触	字 廣田		・・・・番	地目	田	面積	1145 m ²
同じく	字 唐松		・・・・番	地目	田	面積	518 m ²
芦辺町瀬戸浦	字 七田	しちだ	・・・・番	地目	田	面積	1734 m ²
同じく			・・・・番	地目	田	面積	257 m ²
同じく			・・・・番	地目	田	面積	11 m ²

同じく	・・・・番	地目	田	面積	7. 9 7 m ²
同じく	・・・・番	地目	田	面積	1 9 m ²
同じく	・・・・番	地目	田	面積	2 8 m ²
同じく	・・・・番	地目	田	面積	5 8 6 m ²
同じく	・・・・番	地目	田	面積	1 5 0 m ²
同じく	・・・・番	地目	田	面積	1 0 m ²
同じく	・・・・番	地目	田	面積	9 5 8 m ²
同じく	・・・・番	地目	田	面積	1. 7 6 m ²
譲渡人	・・・・・・・				
譲受人	・・・・・・・				

経営地面積は田が 6 8 5 2. 7 3 m²、畠が 3 4 5 0 m²、合計 1 0 3 0 2. 7. 3 m²です。

申請理由

譲渡人 高齢の為後継者へ経営を移譲する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料です。

農機具は、トラクター、ハーベスター、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人 20 年、父が 54 年、母が 50 年です。

通作距離については、30m 程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月21日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月21日に本人に確認を致しました。

父所有の農地を、息子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようでの、議案第15号26番は決定します。

続きまして、議案第16号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁お願ひします。

議案第16号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、

次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触 字蛭ノ元 ・・・・番 地目 田 面積 500m²

転用目的 資材置場

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 コンクリート二次製品(U字溝、積ブロック等)年次的に在庫(保管)管理を計画しており、既存の資材置場が手狭になってきているので、申請地を購入し、新たに資材置場を設けるので申請します、というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は、県の同意を得て、令和7年4月10日に完了しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、8頁から10頁です。令和6年12月20日の農振地域除外時に・・委員さんと申請人の依頼した行政書士との立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り昨年12月定例の折に農振除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

4月16日に行政書士の・・さんに電話で確認しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めたいという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第16号1番は、意見を付して進達します。続きまして、議案17号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、11頁をお願い致します。議案第17号5番の「非農地証明願について」次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

5番 土地の所在

郷ノ浦町牛方触 字太久路 たくろ ・・・・番 台帳地目 田 現況 宅地 36m²

転用目的 宅地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成元年頃より宅地として利用しており、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過している、というものです。

位置図、現況写真は12頁から13頁です。

4月22日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、担当の・・です。

只今、事務局から説明があった通り4月22日に現地確認を行いました。

平成元年頃から、宅地として利用されていたそうです。何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。

・・委員 この写真の家は、・・さんの家ですか。

事務局 ・・さんではないです。

・・委員 土地が・・さんで、家は・・さんです。

事務局 家を建てる前に農地を口約束で交換していたようです。今回、本人が登記を変えようとしたが、出来なかつたので、非農地証明をした後に、農地を宅地にしたうえで、所有権移転する流れになります。

・・委員 わかりました

議長 他にありませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第17号5番は、決定します。

続きまして、議案第18号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」と議案第19号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の第18号と議案第19号は一括して説明させて頂きます。

14頁をお願い致します。

議案第18号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」、その農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められております。

15頁をご覧ください。令和7年4月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、再度14頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が1筆で2, 191m²、5年間の田の新規が2筆で5, 405m²、10年間の畑の新規が3筆で6, 022m²で賃貸借権設定の合計が田畑合わせて6筆で13, 618m²です。使用貸借権設定については、5年間の田の新規が1筆で2, 935m²、10年間の畑の新規が2筆で2, 811m²、5年間の畑の新規が4筆で4, 718m²で、使用

貸借の合計が7筆で10, 464m²であります。

続きまして、16頁をお願い致します。議案第19号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められております。17頁の令和7年4月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります。再度16頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第18号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第18号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第19号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】

議長 それでは、ご異議がないようですので、議案第18号と議案第19号は原案のとおり決定します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 5月の定例会の日程 令和7年5月26日（月）9時～
- ② 令和7年5月1日～10月31日までクールビズの実施
- ③ 研修旅行の視察希望があれば、5月の定例会までに。
- ④ タブレットの研修について
- ⑤ 農業委員の任命、推進委員の委嘱スケジュール

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。